

新規採用職員の紹介



名 前：吉勝 雄希（よしかつ ゆうき）
 生年月：昭和58年12月
 挨拶：4月より産業課に配属となりました吉勝です。早く仕事に慣れ、少しでも皆さんの役に立てるようにがんばります。どうぞよろしくお願いいたします。



名 前：大谷 知郁（おおたに ちか）
 生年月：昭和59年5月
 挨拶：4月より税務会計課に配属となりました大谷です。まだ、町内のことも分からないことばかりですが、早く覚えて町に役立てるようにがんばります。よろしくお願いいたします。

国民年金の手続き(種別変更)はお済みでしょうか？

就職や退職、結婚などで加入者の種別が変わったときは、14日以内に手続きをすることが必要です。届け出をしなかったために、将来の年金額等に影響が出る場合がありますので、必要な手続きは早急に済ませましょう。

- 国民年金の加入者は3つの種別で分けられます。
 - 第1号被保険者 自営業、学生など（第2号、第3号被保険者以外の方）
 - 第2号被保険者 会社員などの厚生年金保険・共済組合等の加入者
 - 第3号被保険者 会社員など（第2号被保険者）に扶養されている配偶者
- 種別が変わるときには届出が必要です。

現在の種別	種別の変わる事由	変更後の種別	届け出先
第1号	就職して厚生年金か共済組合に加入した	第2号	勤務先
	会社員と結婚して被扶養配偶者になった	第3号	配偶者の勤務先
	夫が就職して、被扶養配偶者になった	第3号	配偶者の勤務先
第2号	転職して自営業になった (被扶養配偶者も第1号被保険者になります)	第1号	市町村役場
	会社を退職して自営業者の妻になった	第1号	市町村役場
	会社を退職して会社員の被扶養配偶者になった	第3号	配偶者の勤務先
第3号	夫が会社を退職した	第1号	市町村役場
	会社員の夫と離婚した	第1号	市町村役場
	収入が増え、被扶養配偶者でなくなった	第1号	市町村役場
	夫が亡くなった	第1号	市町村役場
	会社に就職して被扶養配偶者でなくなった	第2号	勤務先
	夫が転職し、厚生年金から共済組合または共済組合から厚生年金に変わった	第3号	配偶者の勤務先

※妻が会社員などで、夫がその被扶養配偶者のときは、「妻」と「夫」を読み替えてください。詳しくは、徳島南年金事務所（088-652-1511）または役場住民福祉課（0884-72-3415）まで。